

2017年（平成29年）第9回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2017年（平成29年）9月13日
- 2 通知年月日 2017年（平成29年）9月15日
- 3 開催年月日 2017年（平成29年）9月29日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階大会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

6 出席委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 坂本忠士 | 2番 藤井照正 | 3番 若井久夫 |
| 4番 岡本卓也 | 5番 森矢重則 | 6番 林内公二 |
| 7番 谷邊博人 | 8番 平勝義 | 9番 宮澤満志 |
| 10番 岡田克彦 | 11番 安原理雄 | 12番 江草豊明 |
| 13番 宮迫主政 | 14番 大元教義 | 15番 小林正勝 |
| 16番 桑田恒二 | 17番 谷本耕造 | 18番 高垣勲 |
- 以上18名

7 欠席委員

8 その他の出席者

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 小川 裕司 | 松永出張所 | 藤原 真治 |
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 山縣 葉二 |
| 北部出張所 | 山田 秀訓 | 沼隈出張所 | 杉本 倫草 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局 | 杉原 信広 |
| 事務局 | 平田 純雄 | | |

以上9名

10 議事内容

午前9時52分開会

事務局次長 それでは、ただいまから2017年（平成29年）第9回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

部会長 — 開会あいさつ —

議長
(7番) それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び農業委員会会議規則第3条の規定により、議長を務めさせていただきます。

はじめに、会議の成立を申し上げます。農地部会委員総数18名のうち、全員出席ですので、本会議は成立します。

議長 続いて、議事録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第11条の規定により、議席番号2番の藤井照正委員と議席番号15番の小林正勝委員をお願いします。

議長 議事に入る前に、議案の追加等があれば、事務局より説明してください。

事務局 それでは、2017年（平成29年）第9回農地部会議案書訂正事項についてご説明します。

3ページ10番、筆数合計欄の計8筆を計10筆に訂正、11ページ17番、備考欄の使用貸借を使用貸借権に訂正。30ページ25番の筆数合計欄の計1筆を計2筆に訂正。

以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2番
(藤井) それでは、東部地区の審議内容について報告します。

東部地区では、9月22日金曜日午前8時45分から関係者により、現地調査を行い、午前10時55分から委員6名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第1号2件、議案第3号3件、議案第4号2件の合計7件です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの1番と2番について報告をします。

1番は、城興ヶ丘の譲受人が、大門町四丁目の譲渡人より城興ヶ丘の畑1筆400㎡を譲受けて、野菜の栽培をして経営規模の拡大をするものです。

2番は、坪生町一丁目の譲受人が、伊勢丘三丁目の譲渡人から坪生町南三丁目の田1筆204㎡と畑1筆271㎡を譲受けて、畑として耕作し野菜を栽培するものです。

いずれの案件も譲受人は、農作業経験もあり、必要な農機具も確保されていますので、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4番

西部地区の審議内容について報告します。

(岡本)

西部地区では、9月25日の午後2時から関係者により、現地調査を行い、午後4時から市役所8階の農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名中7名の出席により、議案第1号2件、議案第3号9件、議案第4号1件の合計12件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの3番と4番について報告をします。

3番は、津之郷町の受人が、遠方で耕作困難な岡山市の渡人から申請地の贈与を受け、水稻を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

4番は、沼隈町の受人が、高齢で耕作困難な同町の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

いずれの受人とも、農作業経験があり、必要な農機具も確保済みであり、営農に支障がないため、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8番

それでは、松永地区の審議内容について報告いたします。

(平)

松永地区では、9月25日、午前8時45分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。

委員6名全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号2件の合計9件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」2ページ5番から3ページ9番について報告をします。

5番は、神村町の受人が同居する祖父から譲受け、野菜を栽培して営農を継続するものです。

6番は、東村町の受人が同町の渡人から譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大をするものです。

7番から8番は、尾道市の受人が7番で、東京都大田区の渡人外2人から8番で東京都大田区の渡人から、9番で藤江町の渡人からそれぞれ贈与により譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大をするものです。

いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11番
(安原)

それでは、北部地区の審議内容について報告します。

北部地区では、9月25日の午前10時から関係者により現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、議案第1号10件、議案第2号1件、議案第3号10件、議案第4号2件の合計23件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの10番から5ページの19番について報告をします

10番は、野上町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻及び野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

11番は、加茂町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

12番は、駅家町の譲受人が、緑陽町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

13番は、三重県名張市の譲渡人が、駅家町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

14番は、神奈川県平塚市の譲渡人が、駅家町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

15番は、駅家町の譲渡人が、新市町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

16番と17番は関連案件で、16番は、東京都稲城市の譲渡人が、17番は、仙台市の譲渡人が、駅家町の譲受人に、申請地を贈与するも

ので、譲受人は、野菜及び果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

18番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稲を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

19番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号のすべての案件につきましては、別紙調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、また、農業委員会が定める下限面積を超えていることから。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

松永地区の報告をお願いします。

8番
(平)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページの1番について報告します。

本郷町の申請人が売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、JA松永北支店の北西、約700メートルのところ
です。
なお、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中
です。
現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農
条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断
しました。

議長 次に、北部地区の報告をお願いします。

11番 (安原) それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6ページ2番について報告します。

駅家町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は、加茂郵便局の北東、約700メートルのところ
です。

なお、2番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外
手続き中
です。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に
支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥
当と判断しました。

議長 次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番 (谷本) 神辺地区農地調整協議会の審議について報告
します。神辺地区農地調整協議会は、9月25日午前9時
からの現地調査に続き、午前11時30分より神辺支所3
階31会議室で、協議会委員6名中5名の出席により、議
案第2号2件、議案第3号7件、議案第5号1件の合計10
件について、審議しました。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する
処分決定について」の6ページの3番と4番について報告
します。

3番は、兵庫県加古川市に居住する申請人が、太陽光
発電パネルを設置し、最大49.5kWを売電する計画
です。

4番は、兵庫県西宮市に居住する申請人が、併用地の
宅地2筆483.30㎡を含めた所要面積539.30㎡に
太陽光発電パネルを設置し、最大27.5kWを売電する
計画です。

なお、3番・4番の申請地は農振農用地からの除外申
請中
です。

以上、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響につ
いて問題ないと思われ
ます。

議長 ありがとうございます。
事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第2号の3番は、井原鉄道井原線御野駅から500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議長

これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等がないようですので、採決をいたします。
議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。

議長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。
東部地区の報告をお願いします。

2番
(藤井)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」7ページ1番から3番について報告します。

1番は、広島市中区の法人が、春日町浦上の貸出人から同町浦上の田3筆合計1,628㎡の内627.31㎡に賃借権を設定して借受けて、中国電力の送電線鉄塔建替工事に伴う作業ヤードとして一時転用するもので、工事期間は平成30年9月30日までを予定しています。

場所は、浦上八幡神社の北東、約400メートルです。

2番は、引野町の学校法人が、同町の貸出人から引野町の畑2筆合計7

57㎡に賃借権を設定して借り受けて、スクールバスのための自動車旋回場及び露天駐車場として転用するものです。

場所は、英数学館の正門前です。

3番は、御幸町大字中津原の借受人が、親である同町大字森脇の貸出人から御幸町大字森脇の田1筆464㎡に使用賃借権を設定して借り受けて、住宅を建設するものです。

場所は、芦田川自動車学校の南、約300メートルです。

いずれの案件も現地確認を行いました。申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題ないと思われ。

議長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4番
(岡本)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の7ページ4番から9ページ12番について報告します。

4番は、山手町の受人が、神奈川県大和市の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。

場所は、郷分幼稚園の南西、約150メートルのところ。

5番は、神辺町の受人が、岡山市の渡人から申請地を譲受け、長屋住宅2棟を建築するものです。

場所は、津之郷小学校の東、約150メートルのところ。

6番から10番は関連案件で、受人である広島県が、申請地に平成31年3月31日までの期間の賃借権を設定して、津之郷町及び引野町のそれぞれの渡人から借受け、スマートインターチェンジ整備に伴う仮設道路を設置するため、一時転用するものです。

場所は、山手小学校の西、約500メートルから600メートルのところ。

11番は、瀬戸町の受人が、渡人である広島県から申請地を譲受け、進入路として利用するものです。

場所は、山手小学校の西、約600メートルのところ。

12番は、北本庄の受人である法人が、佐波町の渡人から申請地を譲受け、隣接の雑種地と併せて、露天駐車場として利用するものです。

場所は、近畿大学附属福山高校の北西、約200メートルのところ。

なお、4番と12番の1筆、376番3の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であり。

現地調査をしましたが、いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

なお、4番と12番の1筆の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。

現地調査をしましたが、いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8番
(平)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の10ページ13番について報告します。

13番は、南松永町の受人である法人が、申請地に使用貸借権を設定して尾道市の渡人から借受け、露天資材置場及び露天駐車場として利用するものです。既に資材置場・駐車場として利用しているため、顛末書の提出を受けております。

場所は、今津小学校の北東、約200メートルのところ です。

なお、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。

現地調査を行ないましたが、日照・排水など、周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11番
(安原)

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の10ページ14番から12ページ23番について報告します。

14番は、加茂町の譲受人が、東町の相続財産管理人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、福山北特別支援学校の北東、約300メートルのところ です。

15番は、加茂町の譲受人が、静岡県富士市の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。

場所は、福山北特別支援学校の北、約500メートルのところ です。

16番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家南中学校の南西、約500メートルのところ です。

17番は、山手町の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、駅家町の貸出人から申請地を借受け、住宅を建築するものです。

場所は、駅家西小学校の南東、約500メートルのところ です。

18番は、駅家町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家東小学校の北西、約100メートルのところですか。

19番は、駅家町の譲受人外1人が、神奈川県横須賀市の譲渡人から申請地を譲受け、宅地の拡張をするものです。

場所は、福山北特別支援学校の南西、約350メートルのところですか。

20番は、新市町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、倉庫及び露天駐車場として整備するものです。

場所は、常金中学校の南西、約400メートルのところですか。

21番は、新市町の譲受人が、広島市佐伯区の譲渡人から申請地を譲受け、進入路として整備するものです。

場所は、川井集会所の北西、約700メートルのところですか。

22番は、新市町の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、住宅を建築するものです。

場所は、網引小学校の北東、約250メートルのところですか。

なお、本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。

23番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、住宅及び物置を建築するものです。

場所は、網引小学校の北西、約600メートルのところですか。

なお、15番、18番、19番、22番を除く申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。

現地調査をしましたが、いずれの案件も日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番
(谷本)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の13ページ24番から14ページ30番について報告します。

24番は、東深津町の運送業を営む法人が、申請地の田2筆、合計1,288㎡を譲受け、事業規模拡大によって不足する露天駐車場を確保するものです。

25番は、御幸町の製造業を営む法人が、申請地北側に自社工場を建設する予定で、これに伴う社員駐車場を申請地に確保するものです。

26番は、岡山県井原市に居住する借人が、申請地に地上権を設定し、

太陽光発電パネルを設置して、最大49.5kWを売電する計画です。

27番は、川南の建築業を営む法人が、申請地を譲受け、事業規模拡大によって不足する露天資材置場を確保するものです。

28番・29番は、広島市西区に居住する借受人が、それぞれの申請地に使用貸借権を設定し、義父から借受け、太陽光発電パネルを設置し、最大49.5kWをそれぞれ売電する計画です。

30番は、川南の建築業を営む法人が、申請地に賃借権を設定して、事業規模拡大によって不足する露天資材置場を確保するものです。

なお、25番・27番・28番・29番・30番の申請地は、農振農用地からの除外申請中です。

以上、すべての案件について、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第3号の13番は、松永バイパス今津ランプから、26番は、井原鉄道井原線湯野駅からそれぞれおおむね300メートル以内に存在するため、第3種農地として判断されます。

また、2番、12番、18番、25番は、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にあり、相当数の街区を形成している区域に存在するため、24番は、井原鉄道井原線御野駅から500メートル以内に存在するため、第2種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、13番は、転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会農地部会へ諮問します。

議長

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決します。

議案第3号について、13番を許可相当として常設審議委員会農地部会へ諮問し、その他の案件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第3号は、13番を許可相当として常設審議委員会農地部会へ諮問し、その他の案件を原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。
東部地区の報告をお願いします。

2 番
(藤井)

それでは、議案第4号「非農地証明について」の15ページの1番と2番について報告します。

1番は、神辺町大字川南の申請人が、春日町大字浦上の畑1筆241㎡について、平成元年頃より耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となったものです。

場所は、春日小学校の北西、約500メートルです。

2番は、引野町の申請人が、引野町の田1筆538㎡について、昭和45年頃より耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となったものです。

場所は、英数学館の西、約500メートルです。

現地確認を行いました。農地への復旧は困難であり、農地性は無いと判断しました。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第4号「非農地証明について」の15ページの3番について報告します。

水呑町の申請人によるもので、申請地を大正4年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、水呑大橋の西詰め交差点の西、約500メートルのところ。です。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、議案第 4 号「非農地証明について」の 15 ページ 4 番と 5 番について報告します。

4 番は、神村町の申請人が平成 3 年 12 月頃、平成 4 年 2 月頃、平成 5 年 2 月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となっております。

場所は、神村東保育所の北西、約 460 メートルのところ です。

5 番は、金江町の申請人が平成 7 年 8 月頃から住宅敷地及び庭として利用し、現在に至っております。

場所は、金江小学校の北東、約 870 メートルのところ です。

なお、4 番は、字竹原を除いて、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

いずれも、現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、議案第 4 号「非農地証明について」の 16 ページ 6 番と 7 番について報告します。

6 番は、新市町の申請人が、昭和 60 年頃から、倉庫敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、北消防署駅家分署の南西、約 400 メートルのところ です。

7 番は、新市町の申請人が、昭和 50 年頃から、露天駐車場として利用し、現在に至っております。

場所は、JR 福塩線新市駅の南東、約 600 メートルのところ です。

なお、6 番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。

議長 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。

神辺地区の報告をお願いします。

17番 (谷本) それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」17ページ1番について報告をします。

西中条の相続人である子が、西中条の申請地の田11筆16,991㎡を相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。申請地は耕作されており、水稻が栽培され適正に管理されています。

議長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等もないようですので、採決します。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。

議長 次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局 専決処分及び届出等について、ご説明します。

18ページから21ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、

14件を事務局長専決で受理しました。

次に、22ページ、23ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、24ページから34ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

4条9件、5条44件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。

次に、35ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。

1件届出があり、現地確認の結果、農業用の管理道であることを確認しました。

次に36ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が4件ありました。

次に、37ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから申請されたものです。

取消しの理由は、すべてが、申請者の変更によるものです。1番は、改めて28ページ17番、2番は、5ページ19番で、3番は、31ページ30番で、4番は、33ページ40番でそれぞれ届け出が行われています。

専決処分及び届出等については以上です。

議長

専決処分・届出等の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員

(質疑なし)

議長

質問等もないようですので、2017年(平成29年)第9回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、10月30日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時28分閉会